

自動車保険改定のお知らせ

いつも損害保険ジャパンをお引き立ていただき、ありがとうございます。
このたび、当社では平成22年4月1日以降保険始期のご契約が対象となる自動車保険の改定をします。
主な改定内容を、以下にご案内しますので、ご確認ください。
なお、詳しい内容につきましては、ご契約の代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

1. 保険法の制定にともなう商品の改定（主な改定内容） 【対象商品：ONE-Step・SUP・ドライバー】

以下の主な改定内容以外の改定は、損保ジャパンホームページでご確認ください。

- (1) 告知義務に関する取扱いの変更
ご契約時の告知に関する義務（告知義務）について、申込書の記載事項に対し広くお客さまご自身からの告知を義務とする方式から、告知義務の対象となる事項（告知事項といいます。）を申込書上で明確にし、当社が告知を求める告知事項について正しく告知いただくことを義務とする方式へ変更します。
（注）告知事項とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書に「 」を付し、当社が告知を求めた事項をいいます。
- (2) 通知義務に関する取扱いの変更
「あらかじめ（事前に）」ご通知いただけない場合は保険金を支払わないものとしていた通知事項に関する取扱いを見直し、事実が発生した後「遅滞なく」ご通知いただく方法へ変更します。
（注1）通知事項とは、普通保険約款基本条項第4条に規定する通知事項（使用目的の変更、ご契約の自動車の用途・車種または登録番号等の変更、前契約の事故の有無・件数等に関する事項）をいいます。
（注2）ご契約の自動車の車両入替や、契約内容の変更（記名被保険者の変更を含みます。）に関するご通知は事前（あらかじめ）通知が必要です。
- (3) 競技・曲技・試験に使用する場合、自動車に危険物を積載する場合などの取扱いの変更
ご契約の自動車（ドライバー保険の場合は借用自動車。）を、競技・曲技・試験に使用する場合や、危険物を積載する場合について、通知義務の対象外とします。
競技・曲技に使用中（これらを目的とする場所で使用する場合を含みます。）の事故を、保険金をお支払いできない事故へと変更します。
危険物を積載中の事故については、保険金の支払対象の事故としますが、対物賠償責任保険においては業務として積載中の危険物の火災・爆発・漏えいに起因する事故の支払上限額を10億円（保険証券記載の保険金額が10億円未満の場合は保険金額限度）とします。あわせて航空機を滅失・破損等させた場合も、同様の取扱いとします。
（注）試験に使用中の事故については、事前通知や割増保険料などの条件なく、保険金の支払い対象の事故へ変更します。
- (4) 保険金の支払時期の明確化 *保険始期日を問わず、2010年1月1日以降発生が対象*
2010年1月1日以降発生が対象の事故から、保険金の支払方法・時期（履行期）を明確化します。保険金のご請求に必要な手続きを完了された日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。特別な照会または調査などが必要な場合は時期を延長することがありますが、その旨を、約款上に事由ごとに分類して明記しました。

2. 保険法制定以外の商品の改定

- (1) 無保険車傷害特約の人身傷害補償保険への組み込み 【対象商品：SUP・ドライバー】
無保険車傷害特約の補償内容を人身傷害補償保険に組み込み、相手自動車が無保険自動車である場合は、相手方より賠償されるべき損害については、人身傷害補償保険の保険金額に関わらず、支払上限額を無制限とします。
これにより、人身傷害補償保険が適用されるご契約には、無保険車傷害特約は付帯されません。
（ONE-Step契約においては人身傷害補償保険が必ず適用されるため、無保険車傷害特約を廃止します。）
- (2) 業務支障期間の規定の廃止 【対象商品：SUP・ドライバー】
搭乗者傷害特約（日額払）自損事故傷害特約およびファミリーバイク特約（自損）の医療保険金の支払について、これまでは業務支障期間中の入通院実日数が支払対象でしたが、医師の治療を要しない程度に治るまでの入通院実日数に応じて支払う取扱いへ変更します。
- (3) 搭乗者傷害特約（日額払）の入通院保険金日額上限額などの変更 【対象商品：SUP・ドライバー】
搭乗者傷害特約（日額払）の通院支払限度日数を180日から90日に変更し、設定可能な入院保険金日額の上限を保険金額の1.0/1000（10,000円限度）、通院保険金日額の上限を保険金額の0.5/1000（5,000円限度）とします。
- (4) 車両新価特約の付帯要件の緩和 【対象商品：ONE-Step・SUP】
車両新価特約の付帯条件のうち、「初度登録時から所有者に変更がないこと」の条件を廃止し、ワンオーナーではない自動車についても特約の付帯を可能とします。
（注）その他の付帯条件は、これまでと変更はありません。
- (5) ノンフリート多数割引の対象拡大 【対象商品：ONE-Step・SUP】
ノンフリート多数割引の対象契約を、1保険証券での明細台数が2台のご契約にも拡大し、1%の割引を適用します。
（注）その他の適用条件や、3台～5台・6台以上の場合の割引率については、これまでと変更はありません。

- (6) 安全装置割引、盗難防止装置割引の廃止 【対象商品：ONE-Step・SUP】
安全装置割引（衝突安全ボディ割引、エアバッグ割引、ABS割引、横滑り防止装置割引）盗難防止装置割引を廃止します。なお、福祉車両割引は、現行どおり存続します。
- (7) 自家用軽四輪乗用車への新車割引の拡大 【対象商品：ONE-Step・SUP】
自家用軽四輪乗用車を、新車割引の対象車種とし、対人賠償責任保険に8%、人身傷害補償保険および搭乗者傷害特約に20%の割引を適用します。
保険始期年月が初度検査年月から25か月以内の自動車割引の対象となります。
これにともない、自家用軽四輪乗用車でご契約のお客さまには、申込書等への初度検査年月の記入をお願いいたします。
- (8) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の新車割引率の拡大 【対象商品：ONE-Step・SUP】
自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の新車割引の割引率を拡大し、対人・対物賠償責任保険、人身傷害補償保険および搭乗者傷害特約に9%、車両保険に6%の割引を適用します。
- (9) 中断特則の改定 【対象商品：ONE-Step・SUP】
保険始期日が2010年4月1日以降の中断後新規契約に適用
中断特則により中断証明を発行したご契約の保険期間中に事故がない場合の、中断後新規契約に適用する等級を、「中断前契約の等級」から「中断前契約を前契約とした場合に次契約に適用する等級」に改定します。
これにより、たとえば中断前のご契約が無事故の1年契約である場合は、中断後新規契約に適用する等級が1等級アップすることになります。
- (10) 中断証明書の発行条件の改定 【対象商品：ONE-Step・SUP】
保険始期日を問わず、中断日（満期日または解約日）が2010年4月1日以降の場合に適用
中断前のご契約に事故がない場合の中断証明書の発行条件について、「中断前契約の等級が7等級以上の場合」から「中断する契約を前契約とした場合に次契約に適用する等級が7等級以上の場合」に改定します。
これにより、たとえば中断前のご契約が無事故の1年契約である場合は、6等級のご契約に中断証明書の発行が可能となります。
(注) その他の発行条件はこれまでと変更はありません。
- (11) 使用目的の定義の変更 【対象商品：ONE-Step】
使用目的の決定するための判断基準となる「定期的に、かつ継続して」の定義から「週5日以上」の要件を削除します。あわせて定義を明確化し、「年間（使用日時点を1年間）を通じて月15日以上の使用頻度」とします。なお、短期契約の場合は、「保険期間の日数の過半数を使用する場合」とします。
- (12) 中途更改に関わる取扱いの変更 【対象商品：ONE-Step・SUP・ドライバー】
ご契約内容の変更などの目的で、ご契約を解約し当社とあらためてご契約いただく（以下、中途更改といいます。）際の条件を変更し、中途更改前後のご契約のご契約者が同一であること条件を廃止します。
これにより、一定の条件をみたま場合は、中途更改前後のご契約者が異なる場合でも解約保険料の日割計算が可能となります。
たとえば、すでにあるご契約と、契約者が異なる別々のご契約を、1保険証券にまとめる場合や、すでにあるご契約と新たに取得した自動車のご契約を、同一のご契約者で1保険証券にまとめる場合の解約保険料の日割計算が可能となります。

3. 保険料の改定

【対象商品：ONE-Step・SUP・ドライバー】

保険料水準の改定

商品内容の改定により、保険料の水準を見直しております。ご契約の条件によって保険料が変更となる場合があります。主に変更となる要因は以下のとおりです。

- (1) 安全装置割引・盗難防止装置割引の廃止
割引の廃止により、割引対象であったご契約について、保険料が引き上げとなる要因となります。
- (2) 搭乗者傷害特約（日額払）が付帯されるご契約
支払日数の業務支障期間から入院日数への変更などにより、保険料が引き下げとなる要因となります。
- (3) 自家用軽四輪乗用車の新車割引の拡大
保険始期年月が初度検査年月から25か月以内の自家用軽四輪乗用車のご契約は、割引が新たに適用されることにより、保険料が引き下げとなる要因となります。
- (4) 自家用普通乗用車、自家用小型乗用車の新車割引率の改定
これまで新車割引の対象としていた自家用普通乗用車、自家用小型乗用車についても、車両保険の新車割引の割引率を拡大したことにより保険料が引き下げとなる要因となります。

「ONE-Step」とは個人用自動車総合保険、「SUP」とは自動車総合保険のことです。

このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン営業店にお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり」「パンフレット」等をご確認ください。

お問い合わせ先

〒386-0152 上田市大屋 236-15 日信ビル 1F

株式会社 上燃ライフアシスト

フリーダイヤル：0120-48-7080

f a x : 0268-34-7081

 **株式会社 損害保険ジャパン**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sampo-japan.co.jp/>

(SJ09-22728 2010年1月5日作成)